本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第七〇号）（外務省）

一　在外公館に勤務する外務公務員の住居手当の支給方法を改定することとした。（第四条及び第九条の二関係）

二　在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

三　在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止することとした。（別表第一関係）

四　在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

五　在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の号を追加することとした。（別表第三関係）

六　この法律は、公布の日から適用することとし、また、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定のうち在勤基本手当の基準額に関する規定及び研修員手当に関する規定は平成二四年四月一日から適用することとした。ただし、在外公館の名称及び位置に関する別表第一の規定のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行することとした。

◇海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（法律第七一号）（国土交通省）

一　海上保安庁法の一部改正関係

1　任務及び所掌事務の整理

海上保安庁の任務に、海上における船舶の航行の秩序の維持を追加し、また、所掌事務に、海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること及び海上における犯罪の予防及び鎮圧に関することを追加することとした。（第二条及び第五条関係）

2　質問権の対象範囲の拡大

海上保安官は、船舶の所有者若しくは賃借人又は用船者その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知っていると認められる者に対してもその職務を行うために必要な質問をすることができることとした。（第一七条関係）

3　遠方離島における犯罪対処

(一)　海上保安官及び海上保安官補は、警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島において、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該離島における犯罪に対処することができることとした。（第二八条の二第一項関係）

(二)　警察官職務執行法第二条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、(一)の場合における海上保安官及び海上保安官補が行う職務の執行について準用することとした。（第二八条の二第二項関係）

(三)　海上保安官及び海上保安官補は、(一)の場合において、離島における犯罪について、海上保安庁長官が警察庁長官に協議して定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行うこととした。（第三一条第二項関係）

二　領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正関係

1　外国船舶に対する勧告

海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観等から合理的に判断して、当該停留等に係るやむを得ない理由がないことが明らかであると認められるときは、当該船舶の船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができることとした。（第七条関係）

2　外国船舶に対する退去命令

海上保安庁長官は、一の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であって、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができることとした。（第八条第二項関係）

三　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇地方自治法の一部を改正する法律（法律第七二号）（総務省）

1　議会制度の見直しに関する事項

(一)　議会の会期制度

(1)　普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとした。（第一〇二条の二第一項関係）

(2)　(1)の議会は、条例で、定期的に会議を開く日を定めなければならないこととした。（第一〇二条の二第六項関係）

(3)　(1)の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないこととした。（第一二一条第二項関係）

(二)　議会の招集手続

(1)　議長による臨時会の招集請求のあった日から二〇日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができることとした。（第一〇一条第五項関係）

(2)　議員定数の四分の一以上の者による臨時会の招集請求のあった日から二〇日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、当該請求をした者の申出に基づき、臨時会を招集しなければならないこととした。（第一〇一条第六項関係）

(三)　議会運営

(1)　委員会の委員の選任等に関する規定を削除し、条例で定めることとした。（第一〇九条第九項関係）

(2)　普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、また、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めることができることとした。（第一一五条の二関係）

(四)　議会の調査権

普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとした。（第一〇〇条第一項関係）

(五)　政務活動費

(1)　政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めることとし、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないこととした。（第一〇〇条第一四項関係）

(2)　議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとした。（第一〇〇条第一六項関係）

2　議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項

(一)　再議制度

(1)　条例の制定改廃又は予算に関する議決について異議があるときの再議について、その対象を拡大することとした。（第一七六条第一項関係）

(2)　(1)により再議に付された場合の議会の議決のうち条例の制定改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならないこととした。（第一七六条第三項関係）

(3)　収入又は支出に関し執行することができない議決に係る再議を廃止することとした。（旧第一七七条第一項関係）

(二)　専決処分の制度

(1)　専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外することとした。（第一七九条第一項関係）